

おばなざわ

福祉・保健サービス

ガイドブック



令和7年度版

お問合せ先

●尾花沢市役所 (代表) ☎ (22) 1111

〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号

福祉課 (直通) ☎ (22) 1116

□高齢者福祉係 (内線) 161・162・163・164・165

□生活福祉係 (内線) 171・172・173

□保育係 (内線) 175

□こども家庭支援係 (内線) 176・177・178

(こども家庭センター)

健康増進課 (直通) ☎ (22) 1118

□国保医療係 (内線) 623・624・625・626

□健康指導係 (内線) 621・622・628

尾花沢市社会福祉協議会 ☎ (22) 1092

〒999-4224 山形県尾花沢市新町三丁目2番5号

尾花沢市老人福祉センター東光館内

尾花沢市地域包括支援センター☎ (23) 3660

〒999-4224 山形県尾花沢市新町三丁目2番5号

尾花沢市老人福祉センター東光館内

目次

高齢者のためのサービス	P1～3
介護サービス	P4～9
障がい者のためのサービス	P10～15
こども・家庭のためのサービス	P16～20
尾花沢市社会福祉協議会・地域包括支援センターのサービス	P21～23

※妊産婦、子どもに関する支援サービスは、「子育てガイドブック」をご覧ください。



ガイドブック電子版

高齢者のためのサービス

■緊急通報サービス・・・〔窓口〕 高齢者福祉係

- (対象者) 一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯
 (内 容) 日常生活の緊急事態に備えて、火災報知器と押しボタン式の通報装置を設置
 (申 請) 地区の民生委員へ申請願います。

■除雪サービス・・・〔窓口〕 高齢者福祉係

- (対象者) 市民税非課税世帯、均等割のみの世帯、
 自力での除雪が困難で近親者から援助が得られない世帯のうち次に該当する世帯
 ○65歳以上のみの者で構成される世帯
 ○重度心身障がい者を世帯員に含む世帯
 ○重度心身障がい者のみの世帯
 (内 容) 上記に該当する世帯へ除雪券を交付 (1枚1,000円の除雪券を40枚)
 (申 請) 地区の民生委員へ申請願います。

■高齢者おもいやりタクシー券・・・〔窓口〕 高齢者福祉係

- (対象者) 満65歳以上で普通自動車免許をお持ちでない方
 (内 容) タクシー利用につき1枚500円の利用券を交付

市役所からの距離	市役所から概ね1.5km以内にある地区	市役所から概ね1.5km以上5km以内にある地区	市役所から概ね5km以上10km以内にある地区	市役所から10km以上にある地区
お住まいの地区	●尾花沢地区 (中町、上町、若葉町、 琴町、横町、北町、 新町、新町東、荒橋、 臘気)	●尾花沢地区 (二藤袋、横内、 五十沢、田沢) ●福原地区 (和合、荻袋) ●宮沢地区 (正殿) ●常盤地区 (古殿)	●尾花沢地区(牛房野) ●福原地区 (荻袋開拓、寺内、 西原、野黒沢、芦沢、 芦沢駅前、名木沢、 上の原) ●宮沢地区 (安久戸、丹生、 上ノ宿、行沢、中島、 押切、高橋、中刈、 矢越、関谷) ●玉野地区(銀山以外) ●常盤地区 (九日町、袖原、 三日町、荒町、六沢)	●福原地区 (南沢、大海平、 西野々、壽沢) ●宮沢地区 (市野々、岩谷沢) ●玉野地区 (銀山) ●常盤地区 (畑沢、細野、鶴子)
交付枚数	12枚 (6千円分)	24枚 (1万2千円分)	36枚 (1万8千円分)	48枚 (2万4千円分)

■利用可能なタクシー会社

(株)尾花沢タクシー ☎(23)2525 (株)しののめ観光タクシー ☎(35)2525

(有)つばさタクシー ☎(36)1231 ※営業区域は各社にお問い合わせください。

※R6よりマイナンバーカードを活用した電子タクシー券を始めており、
 利用促進のため、電子タクシー券をご利用の方へ10枚分を追加します。

※「お買い物タクシー」「おばくる」にも利用できます。

④マイナンバーカード(4桁の暗証番号が分かるものを含む)

健康保険証又は介護保険被保険者証等

■リフト付タクシー券・・・〔窓口〕 高齢者福祉係

- (対象者) 要介護4～5で車イスまたはストレッチャー以外での移動が困難な方
 (内 容) リフト付タクシー利用1回につき利用料金の70%を助成する利用証を交付
 (回数制限無し)

④介護保険被保険者証

■食の自立支援サービス・・・〔窓口〕 高齢者福祉係

(対象者) 65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯で食事の調理が困難な世帯
(内 容) 定期的な食事の提供と安否の確認(月・木の夕食配達、自己負担 350 円)
(申 請) 地区の民生委員へ申請願います。

■介護用品支給サービス・・・〔窓口〕 高齢者福祉係

(対象者) ①65歳以上の常時おむつ等が必要な方で要介護2以上の認定を受けている方のうち下記の要件のいずれかに該当する方
1. 認定調査票または主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度がB1～C2
2. 認定調査票または主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa～M
②介護保険料に未納がない方

(内 容)

券の種類	要介護度等	介護保険料段階	該当要件
8,000円券/月	要介護4・5、 または同等の方	第1～3段階	認定調査票または主治医意見書における障がい高齢者の日常生活自立度がC1～C2まで、または認知症高齢者の日常生活自立度がⅣ～Mまでの区分いずれかに該当する方
5,000円券/月	要介護4・5、 または同等の方	第1～5段階	要介護4・5または同等の方で上記要件に該当しない方
	要介護3、 または同等の方	第1～3段階	
2,000円券/月	要介護3、 または同等の方	第4～5段階	
	要介護2、 または同等の方	第1～5段階	

(介護認定を受けていない場合は、別途調査を実施のうえ判定)

(支給対象用品)

下記のいずれかに該当する商品のみが購入の対象です。

- ①紙おむつ ②尿とりパッド ③使い捨て手袋 ④清拭剤 ⑤ドライシャンプー
⑥介護保険被保険者証

■高齢者インフルエンザ予防接種費用の一部助成・・・〔窓口〕 健康指導係

(対象者) 65歳以上の方

60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の身体障がい者手帳1級相当の方

(内 容) 令和7年10月～実施予定 ※詳細未定(助成額を超えた金額は、自己負担)
電話等で医療機関へ直接予約し、接種してください。

■高齢者新型コロナウイルス予防接種費用の一部助成・・・〔窓口〕 健康指導係

(対象者) 高齢者インフルエンザ予防接種費用の一部助成と同じ

(内 容) 令和7年10月～実施予定 ※詳細未定(助成額を超えた金額は、自己負担)
電話等で医療機関へ直接予約し、接種してください。

■高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部助成・・・〔窓口〕 健康指導係

(対象者) 過去に予防接種を受けていない方のうち、下記に該当する方

接種当日65歳の方(65歳誕生日の前日～66歳誕生日の前日まで)

60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の身体障がい者手帳1級相当の方

(内 容) 1回接種費用のうち4,150円助成(助成額を超えた金額は、自己負担)

電話等で医療機関へ直接予約し、接種してください。

■帯状疱疹予防接種費用の一部助成・・・〔窓口〕健康指導係

(対象者) ①年度内に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳になる方

②年度内に 100 歳以上の方 (今年度のみ対象)

(内 容) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに受けた下記のいずれかの予防接種費用を一部助成

- ・生ワクチン 1 回接種費用のうち 4,400 円を助成 (1 回まで)
- ・不活化ワクチン 1 回接種費用のうち 11,000 円を助成 (2 回まで)

(助成額を超えた金額は、自己負担)

電話等で医療機関へ直接予約し、接種してください。

■ささえあいホームヘルプサービス事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

(対象者) 介護保険サービス事業や障がい福祉サービスが利用できない方

(内 容) 在宅生活に困難を生じている場合、ホームヘルパーを派遣して身体介護や家事援助などのホームヘルプサービスを提供

【利用料金】 8 時～18 時・・・30 分当たり 900 円

7 時～8 時、18 時～21 時・・・30 分当たり 1,125 円

【交通費負担】 1 回の利用につき 200 円

■高齢者等スポーツ用具購入助成事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

(対象者) 集落の老人クラブ又は自治会、任意の団体

(内 容) 集落内の健康交流活動を活性化し健康で明るいまちづくりを推進するため、軽スポーツ用具の購入に対して助成。

【補助率】 購入経費の 2 分の 1 (限度額 15,000 円)

Ⓢ老人クラブ会長又は区長、任意の団体の印鑑

■福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)・・・〔窓口〕社会福祉協議会

(対象者) 高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などで日常生活が不安な方

(内 容) 日常的な金銭管理や大切な書類の管理、福祉サービスの利用援助等

【利用料金】 1 回 1,500 円 (1 時間程度、交通費も含まれます。)

Ⓢ印鑑

介護サービス

介護サービスを利用するには、要介護認定か基本チェックリストの判定を受ける必要があります。

■利用手続き

①申請



介護保険被保険者証（オレンジ色）、健康保険証、マイナンバーが確認できるものを持参し、高齢者福祉係で申請してください。

②認定調査

（※基本チェックリスト）



認定調査員が訪問（ご自宅や病院・施設等へ）し、状態をお聞きします。その際、ご家族に同席をお願いします。
※総合事業のサービスを利用される場合、基本チェックリストに回答し、⑤に進みます。

③主治医意見書



福祉課から主治医に対して意見書の作成を依頼します。最近受診していない場合は意見書が書けませんので、受診していただく必要があります。
かかりつけの主治医がいない場合は、高齢者福祉係にご相談ください。

④介護認定審査会



認定調査結果と主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が介護を必要とする度合い（状態の区分）を審査します。

⑤要介護・要支援

認定



判定結果を通知します。（区分については下記参照）

- ◎要介護 1～5・・・介護サービスを利用できます。
- ◎要支援 1、2・・・介護予防サービス・総合事業を利用できます。
- ◎事業(対象者)・・・総合事業を利用できます。
(基本チェックリスト該当者)
- ◎非該当・・・一般介護予防事業などを利用できます。

⑥介護サービス 計画の作成



担当のケアマネジャーを決めるために、居宅介護支援事業所等と契約をします。自分に適した介護（介護予防）サービスを相談し、計画をつくりま

⑦サービスの利用



サービスを提供する事業所と契約を行い、サービスを利用することができます。

⑧更新

認定の有効期限は3ヶ月から48ヶ月の間で審査によって定めます。
※事業（対象者）は、更新の手続きの必要はありません。

■介護サービス一覧

自宅で生活するためのサービス【**居宅サービス**】には、自宅に訪問してもらう「訪問系のサービス」や、施設などに日帰りを通う、あるいは短期間宿泊するなどの「通所系のサービス」があります。

また、施設に入所して生活する【**施設サービス**】や、高齢者が住みなれた地域で生活するために支援していく【**地域密着型サービス**】があります。

その他のサービスもありますので、各サービス内容と市内のサービス提供事業所を紹介します。

サービスを利用する場合は、必ずケアマネジャーに相談してください。

《市内のケアマネジャー事業所》

認定区分	市内のケアマネジャー事業所
事業対象者／ 要支援の方	・尾花沢市地域包括支援センター ☎（２３）３６６０
要介護の方	・尾花沢市社会福祉協議会居宅介護支援事業所 ☎（２３）５５６７ ・ハイマート福原在宅介護支援センター ☎（２４）３４３１ ・尾花沢病院在宅介護支援センター ☎（２３）３６３８ ・指定居宅介護支援事業所長寿園 ☎（２２）１３２５

《自宅に訪問するサービス》

サービスの 名称	要支援の方 サービスの名称に 「介護予防」がつきます	要介護の方	市内サービス 提供事業所
★訪問介護	本人が自力で困難な行為について、家族の支援などが受けられない場合、ホームヘルパーが支援	ホームヘルパーが訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理・洗濯などの生活援助などを提供	尾花沢市 社会福祉協議会 訪問介護事業所
(介護予防) 訪問リハビリ テーション	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士等が訪問してリハビリテーションを行う。	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士等が訪問してリハビリテーションを行う。	介護老人保健施設 ハイマート福原
(介護予防) 居宅療養 管理指導	医師・歯科医師等が自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を実施（月２回まで）	医師・歯科医師等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を実施（月２回まで）	市内医療機関にご 確認ください。
(介護予防) 訪問看護	疾患等で外出が困難な場合、看護師等が自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を実施	疾患等で外出が困難な場合、看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を実施	ケアマネジャーに ご相談ください。

★印のついたサービスは総合事業（現行相当サービス）となり、**事業対象者**も利用できます。

《施設等を利用するサービス》

サービスの名称	要支援の方 サービスの名称に「介護予防」がつきます	要介護の方	市内サービス提供事業所
★通所介護 (デイサービス)	日常生活上の支援やその人の目標に合わせた選択的なサービス（運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上など）を日帰りで提供	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで提供	通所介護事業所和光園 老人デイサービスセンター長寿園 通所介護事業所まごころの家 デイサービスセンターよつば荘
(介護予防) 通所リハビリテーション (デイケア)	日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上など）を提供	介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためリハビリテーションを日帰りで提供	介護老人保健施設ハイマート福原 尾花沢病院デイケアセンターぽかぽか
(介護予防) 短期入所生活介護／短期入所療養介護 (ショートステイ)	施設に短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを提供	福祉施設や医療施設に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練などを提供	短期入所生活介護事業所長寿園 特別養護老人ホームおばなざわ 特別養護老人ホームよつば荘 介護老人保健施設ハイマート福原
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供	施設に入って利用する居宅サービスで、有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供	施設にお問い合わせください。

★印のついたサービスは総合事業（現行相当サービス）となり、事業（対象者）も利用できます。

《地域密着型サービス》

サービスの名称	要支援の方 サービスの名称に「介護予防」がつきます	要介護の方	市内サービス提供事業所
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	軽度の認知症が心配される方を対象にケアを受けながら共同生活を提供 ※要支援1の方は利用できません。	認知症の方を対象に、ケアを受けながらの共同生活を提供	ハイマート福原 グループホーム

《施設サービス》

サービスの名称	要支援の方 サービスの名称に「介護予防」がつきます	要介護の方	市内のサービス提供事業所
介護老人福祉施設	利用できません。	常時介護が必要で自宅での介護が困難な方が入所し、日常生活上の支援や介護を提供 ※要介護 3 以上の方が利用できます。	(特養) 長寿園 (特養) おばなざわ (特養) よつば荘
介護老人保健施設	利用できません。	病状が安定している方に対し、在宅復帰ができるよう、医学的管理の下で看護、介護、リハビリを提供	介護老人保健施設 ハイマート福原

《その他のサービス》

サービスの名称	要支援1・2 要介護1の方	要介護2～5の方	備考
福祉用具の貸与	レンタル料金の1～3割の負担で福祉用具が利用できます。	手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、その他関連付属品等	左記の他に、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト(つり具を除く)、その他関連付属品等
福祉用具の購入	1年間に付き10万円を限度として、その9～7割を支給	次の福祉用具の購入に対し、9～7割を支給します。 【対象となる用具】 ①腰掛け便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部 ③排泄予測支援機器④入浴補助用具 ⑤簡易浴槽 ⑥移動用リフトつり具の部分	対象品目は、要介護度で制限があります。 ※要支援1・2、要介護1の人でも、条件を満たせば他の用品を利用できる場合があります。
住宅改修費の支給	20万円を上限とし、その9～7割を支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際に対象となります。 【対象となる住宅改修】 ①廊下・階段・浴室等への手すりの取り付け ②段差解消のためのスロープ設置等 ③滑り防止・移動円滑化のための床材変更等 ④引き戸などへの扉の取替え ⑤洋式便器への取替え ⑥これらの改修に伴う必要な工事	事前に申請が必要 ※事前に申請がない場合は、対象になりません。

※福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器、単点杖、多点杖については、貸与か購入いずれかを選択することが可能です。選択を希望する場合は担当の福祉用具専門相談員へご相談ください。

■要介護状態と利用限度額・・・〔窓口〕高齢者福祉係
《介護予防サービス・在宅サービスの利用限度額》

要介護度	心身の状態の例	1ヶ月の 上限額
事業対象者	基本チェックリストによる判定で生活機能の低下がみられた方	50,320円
要支援1	基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要	50,320円
要支援2	要支援1の状態より基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要	105,310円
要介護1	基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介助が必要	167,650円
要介護2	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要	197,050円
要介護3	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介助が必要	270,480円
要介護4	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助が必要	309,380円
要介護5	日常生活や身の回りの世話全般にわたって全面的な介助が必要	362,170円

■高額介護サービス費・・・〔窓口〕高齢者福祉係

同じ月に利用した介護保険サービスの1～3割の利用者負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が基準額を超えた場合、後から払い戻されます。

ただし、ここでの利用者負担額には、福祉用具購入費、住宅改修費の1～3割の利用者負担や施設での食費、居住費（滞在費）、日常生活費など、その他の利用料は含まれません。該当者には申請書が郵送されます。

④市役所からの該当のお知らせ、申請書、振込口座の通帳

■高額介護合算制度・・・〔窓口〕国保医療係

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担額を適用後に、両方の年間の自己負担額を合算して一定の額を超えた場合は、超えた額を「高額介護合算療養費」として支給されます。該当者には通知書が郵送されます。

④該当の通知書、振込口座の通帳

■社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度・・・〔窓口〕高齢者福祉係

社会福祉法人等が運営する施設で介護サービスを利用する場合に、下記の所得等の要件に該当する方は、利用者負担額が軽減されます。

（ただし、介護保険料の未納による保険給付等の制限を受けていない方）

④世帯全員の預貯金の通帳等

【軽減の対象となるサービス】

通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、特別養護老人ホーム入所に係る利用者負担額、食費、居住費（滞在費）

【軽減の対象となる方】

次の要件すべてを満たす方でその収入や世帯状況、利用者負担等を勘案し、生計が困難であると市が認めた方

- (1) 世帯全員が市民税非課税であること
- (2) 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増える毎に 50 万円を加算した額以下であること
- (3) 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること
- (4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- (6) 介護保険料を滞納していないこと

【軽減の割合】

- 1 割の利用者負担額の ①25/100（自己負担 75/100）
②老齢年金受給者は 50/100（自己負担 50/100）

■特定入所者介護サービス費（負担限度額認定証）・・・〔窓口〕高齢者福祉係

市民税非課税世帯の（対象者）が、介護施設に入所したときやショートステイを利用したとき、食費・居住費（滞在費）の利用者負担は、所得に応じた一定額（負担限度額）となり、負担の軽減が図られます。

※基準費用額（日額）及び負担限度額については高齢者福祉係までお問い合わせください。

④本人及び配偶者の預貯金の通帳等

■移送サービス車運行事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

（対象者）寝たきりの方又は常時車イスの方（要介護 4・5 又は身体障害者 1・2 級）

（内 容）家庭から施設や病院へ入るとき施設や病院から家庭へ戻るとき、

通常の自動車の乗降が困難な寝たきりの方又は車イスの方を移送サービス車で移送

【利用料金】 1 km 当たり 140 円（初乗り 5 キロメートルまで 700 円）

【利用条件】 介添人を必要とし、病院や施設利用の移動の際発着地のいずれかが市内であること。

（例）東根から山形へ転院する場合には利用できません。

④利用登録（印鑑、障害者手帳または介護保険証）

利用する場合は事前予約が必要になります。ご利用の 3 日前までお申し込みください。

■福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）・・・〔窓口〕社会福祉協議会

（内 容）日常的な金銭管理や大切な書類の管理、福祉サービスの利用援助など

【利用料金】 1 回 1,500 円（1 時間程度、交通費も含まれます。） P. 3 をご覧ください。

障がい者のためのサービス

■身体障害者手帳交付・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) 視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体不自由・内臓機能障害を有する方
④指定医の診断書、顔写真

■自立支援医療【更生医療・育成医療】・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) 身体障害者手帳の交付を受けている方(更生医療に限る)
(内 容) 障がいが軽減することが見込まれる者、または機能の維持をはかり日常生活を容易にすることを目的に行う自立支援医療
〔自己負担は1割(所得に応じて月額上限あり)〕
④指定自立支援医療機関の意見書、健康保険証、身体障害者手帳(更生医療に限る)

■補装具の給付・修理・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) 身体障害者手帳の交付を受けている方
(内 容) 視覚障害者安全杖・補聴器・義手/義足・車イス等用具の給付及び修理
〔自己負担は基準額の1割(所得に応じた負担額の軽減あり)〕
④指定医の意見書、見積書、身体障害者手帳

■日常生活用具給付事業・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) 身体障害者手帳所持者で在宅の方
(内 容) 特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、ストマ用品等給付
〔自己負担は基準額の1割(所得に応じた負担額の軽減あり)〕
④印鑑、身体障害者手帳、見積書

■人工透析患者通院交通費助成・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) じん臓機能障害による身体障害者手帳所持者で、人工透析療法を受けるため、医療機関に交通機関(自家用自動車及び福祉有償運送を含む)を利用して通院している市民税所得割が非課税の方
(内 容) 通院に要する経費を助成
〔限度額5,000円/月、通院距離が往復30km以上〕
④身体障害者手帳、通院回数を確認できる証明書、振込口座の通帳

■在宅酸素療法者支援事業・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) 呼吸器機能障害による身体障害者手帳所持者(1、2級除く)
(内 容) 医師の処方により在宅で酸素療法を行う呼吸器機能障がい者
〔月額1,600円助成〕
④身体障害者手帳、振込口座の通帳

■介護用品支給サービス・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) 常時おむつを要する重度身体障がい者(児)で市民税非課税の方

(内 容) 下肢・移動・体幹等の身体障害者手帳(1級又は2級)所持者に介護用品券を交付

Ⓣ身体障害者手帳

■意思疎通支援事業・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) 聴覚、音声・言語機能障害で身体障害者手帳所持者

(内 容) 医療機関の受診検査、官公庁学校等の公的機関における手続相談、
社会生活上必要不可欠な手続の場合、手話通訳者等の派遣を行います。

[利用者負担は無料]

Ⓣ身体障害者手帳

■住宅改修費給付事業・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) 市内に居住し、下肢体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能
障害を有する身体障がい者であって障害程度等級3級以上の方

(内 容) 居宅生活動作補助用具の購入費改修工事費

[自己負担は当該給付に要する費用の1割(所得に応じて月額上限あり)]

[上限額 200,000円]

(1) 手すりの取付け

(2) 段差の解消

(3) 滑り防止移動円滑化等のための床路面の材料変更

(4) 引き戸等の扉の取替え

(5) 洋式便器等への便器の取替え

(6) その他前各号に付帯して必要となる住宅改修

Ⓣ印鑑、身体障害者手帳、見積書、着工前の写真

■訪問入浴サービス・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) 重度身体障がい者(1級程度)

(内 容) 移動入浴車による訪問入浴サービス

Ⓣ状況調書、診断書

■療育手帳交付・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) 児童相談所または知的障がい者更生相談所で知的障がい(児)者であると判定された方

Ⓣ母子手帳、顔写真、マイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード等)、知能検査または
発達検査の結果票(過去に受けている場合)

■精神障害者保健福祉手帳交付・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) 山形県精神保健福祉センターにおいて精神障がい者として判定された方

(内 容) 各種の援助支援を受けやすくします

Ⓣ診断書又は障害者年金証書、顔写真(必要に応じて)

■自立支援医療【精神通院医療】・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) 診断書に基づき(対象者)と認められた方

(内 容) 精神障がいの医療を通院して受ける場合、医療費を助成します。

[自己負担1割、所得に応じて月額上限あり]

④精神保健指定医の診断書、健康保険証

■障がい福祉サービス（一部）・・・〔窓口〕生活福祉係

○居宅介護 ○短期入所 ○生活介護

○施設入所支援 ○共同生活援助 ○就労継続支援A型・B型

（対象者）身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

（内 容）障がい者等の個々の程度や状況により受けられるサービス

〔利用料は本人及び扶養義務者の市民税額に応じ決まります。〕

④各種手帳、状況調書、同意書

※申請後に調査、審査会で認定を行うため、サービス利用まで期間を要します。

■障害者社会参加移動促進事業・・・〔窓口〕生活福祉係

●福祉タクシー券、●給油券、●リフト付タクシー券のいずれか1つのみの利用

●福祉タクシー券

（対象者）身体障害者手帳1～4級、療育手帳AB、精神障害者保健福祉手帳1～3級の方

（内 容）タクシー利用券1枚500円（年48枚）を交付

※「お買い物タクシー」「おぼくる」にも利用できます。

※電子タクシー券による利用も可能です。

④各種手帳（必ず有効期限をご確認ください。期限切れの場合お渡しすることができません。）

●給油券

（対象者）身体障害者手帳1～4級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方で、自動車税
軽自動車税の減免を受けている方

（内 容）給油券1枚500円（年12枚）を交付

自家用車等（自動車税等の減免を受けている車両）の給油1回につき1枚利用

④各種手帳、自動車税等の減免を受けていることを証する書類

●リフト付タクシー券

（対象者）下肢、体幹及び移動機能のいずれかの障がいにより身体障害者手帳1・2級の方

（内 容）リフト付タクシー利用1回につき利用料金の70%を助成する利用券を交付（年24枚）

④身体障害者手帳

■社会参加促進事業・・・〔窓口〕生活福祉係

○自動車操作訓練事業

（対象者）身体障害者手帳所持者（1～4級）、療育手帳所持者

（内 容）免許の取得に要した費用の3分の2以内助成〔上限額100,000円〕

④印鑑、各種手帳、自動車教習所に支払った金額を証明するもの、自動車運転免許証

■自動車改造費助成事業・・・〔窓口〕生活福祉係

○身体障害者自動車改造費助成

（対象者）身体障害者手帳所持者で自ら運転する方

（内 容）自ら所有又は取得する自動車改造に要する経費に対して助成

[上限額 100,000 円]

(持) 運転免許証、身体障害者手帳、自動車改造の見積書、自動車車検証

○重度身体障害者介護用自動車改造費助成

(対象者) 下肢移動機能障害 1・2 級、体幹機能障害 1～3 級までの身体障害者手帳の方
車椅子等を使用しなければ外出が困難と認められた身体障がい者のいる世帯

(内 容) 重度身体障がい者の介護に伴い、身体障がい者本人又は生計を同一にする者が
所有する自動車を改造する場合や車椅子の使用に配慮した自動車を購入する場
合に助成自動車の改造又は購入に要する経費の 2 分の 1 以内の額を助成

[上限額 200,000 円]

(持) 運転免許証、見積書、車検証、身体障害者手帳

■きこえはつきり事業・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) 18 歳以上で聴力レベル等一定の要件を満たす者

(内 容) 身体障害者手帳の交付対象とならない難聴者に対し、補聴器購入費の 4 分の 1 を助成

[上限額 20,000 円]

※補聴器を購入する前に、事前に上記担当にご相談ください。

■軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) 18 歳未満の児童で聴力レベル等一定の要件を満たす者

(内 容) 身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対し、補聴器購入費の 3 分の 2 を助成

※補聴器を購入する前に、事前に上記担当にご相談ください。

■有料道路の障害者割引制度・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者

(内 容) 有料道路の通行料が 5 割引になります。

※窓口で障害者手帳への証明を受けることが必要です

(持) 各種手帳、運転免許証、車検証

■NHK放送受信料免除・・・〔窓口〕生活福祉係

(対象者) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

(内 容) ●全額免除

障がいをお持ちの方（等級は問わない）が世帯構成員であり、

世帯員全員が市民税非課税の場合は全額免除

●半額免除

以下の障がいをお持ちの方が世帯主の場合、税額にかかわらず半額免除

①視覚聴覚障がい者（等級は問わない） ②①以外の身体障がい者 1・2 級

③知的障がい者（療育手帳 A） ④精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳 1 級）

(持) 各種手帳、印鑑

■地域活動支援センター〔窓口〕・・・生活福祉係

(対象者) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

(内 容) 自立した生活を送れるよう通所で創作生産活動を行います。

●ういんず (精神) 電話相談も可 ●はながさ (身体、知的、精神)

④各種手帳

■緊急通報サービス・・・〔窓口〕高齢者福祉係

(内 容) 日常生活の緊急事態に備えて、火災報知器と押しボタン式の通報装置を設置
P. 2をご覧ください。

■除雪サービス・・・〔窓口〕高齢者福祉係

(内 容) 自力での除雪が困難で近親者から援助が得られない方

市民税非課税世帯又は均等割のみの世帯に限る。 P. 1をご覧ください。

■特別障害者手当 (20 歳以上)・障害児福祉手当 (20 歳未満)〔窓口〕こども家庭支援係

(対象者) 重度障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方
〔所得制限あり〕

(内 容) 特別障害者手当 (20 歳以上) 月額 29,590 円 (R7.4 月)

障害児福祉手当 (20 歳未満) 月額 16,100 円 (〃)

④戸籍謄本、診断書、年金証書等、障がい者本人の通帳、世帯全員の個人番号がわかるもの、
身体障害者手帳等 (交付を受けている場合)

■障害児通所支援・・・〔窓口〕こども家庭支援係

○放課後等デイサービス ○児童発達支援 ○保育所等訪問支援

(対象者) 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

(内 容) 日常生活の基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等

④印鑑、障害者手帳 (持っている方のみ)

■重度心身障がい者医療費助成・・・〔窓口〕国保医療係

(対象者) 身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級
公的年金各法の障害等級 1 級の受給権のある方

◇所得制限 (対象者) 本人の市民税所得割 23 万 5 千円未満

市民税所得税判定には、旧税法の扶養控除額を用いて計算します。

(内 容) ◇本人が所得税課税及び扶養者に所得税が課税されているとき

医療機関等での自己負担額 (保険診療分) のうち 1 割は自己負担

医療機関ごとに入院外 14,000 円/月、入院 57,600 円/月を上限とし、
入院時の食事代等は自己負担

◇本人が所得税非課税及び扶養者に所得税が課税されていないとき

医療機関等での自己負担額 (保険診療分) は無料、入院時の食事代等は自己負担

有効期限 申請した月の 1 日～6 月末日

④健康保険証、印鑑、対象となる障がいの程度を示す手帳年金証書等

■自動車税及び自動車取得税の免除

(対象者) 身体障害者手帳(障がい程度《等級》により該当しない場合があります。)

療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方

※ただし、1人につき1台 事業用は除外となります。

(内 容) **身体等に障がいのある方が所有する自動車等**で、一定の要件に該当する場合は、申請により自動車税及び自動車取得税が減免されます。

◇**普通自動車**の方は、村山総合支庁北村山税務室(村山市)に申請

◇自動車の登録時は、村山総合支庁課税課分室(漆山)に申請

◇軽自動車の方は、**尾花沢市の市民税務課**に申請

④印鑑、車検証、各種手帳、運転免許証、自動車納税通知書、使用目的を証する書類、住民票謄本(本人家族介護者運転の違いにより準備する書類が異なります。)

■移送サービス車運行事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

(対象者) 通常の自動車の乗降が困難な寝たきりの方又は車イスの方

(内 容) 家庭から施設や病院へ入るときや施設や病院から家庭へ戻るときの移送サービス車での移送 P. 9をご覧ください。

■福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)・・・〔窓口〕社会福祉協議会

(対象者) 知的障がい、精神障がいのある方などで日常生活が不安な方

(内 容) 日常的な金銭管理や大切な書類の管理、福祉サービスの利用援助等 P. 3をご覧ください。

こども・家庭のためのサービス

■児童手当・・・〔窓口〕 こども家庭支援係

(対象者) 高校生年代まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

(内 容) 児童手当の額(1人当たり月額)

0～3歳未満:第1・2子 15,000円、第3子以降 30,000円

3歳～高校生年代:第1・2子 10,000円、第3子以降 30,000円

※第3子以降の算定対象は22歳の年度末まで

④印鑑、申請者名義の通帳・健康保険証、個人番号の分かるもの等

■児童扶養手当・・・〔窓口〕 こども家庭支援係

(対象者) 児童(18歳到達後最初の年度まで、障害児は20歳未満)を養育している、

ひとり親等(離婚、未婚、父又は母の重度障害など)

[所得制限あり]

(内 容) 全額支給・・・46,690円

一部支給・・・46,680円～11,010円

多子加算・・・11,030円～5,520円

④戸籍謄本、個人番号のわかるもの、年金証書等、申請者の通帳、その他

■こども家庭センター・・・〔窓口〕 こども家庭支援係

(対象者) 妊娠期から子育て期(概ね18歳まで)の保護者やお子さん、またはそのご家族

(内 容) ●妊娠婦、子育て世帯、子どもに関する悩みや不安の相談に応じます

●妊娠、出産、子育て、家庭、子どもの発達、児童虐待などの相談内容によって関係機関と連携し、切れ目ない支援を行います

【受付時間】 平日9:00～17:00

※家庭児童相談員、母子父子自立支援員への相談は、
月曜日～木曜日9:00～17:00になります

■ひとり親・寡婦相談・・・〔窓口〕 こども家庭支援係

(対象者) ひとり親:児童(20歳未満)を扶養しているひとり親等

寡婦:かつての母子家庭の母

(内 容) ●ひとり親の福祉に関する相談

●寡婦福祉に関する相談

●母子家庭の自立支援(就職相談)

■家庭児童相談・・・〔窓口〕 こども家庭支援係

(対象者) 児童のいる一般家庭

(内 容) こどもの発育・発達・養育に関する相談

■教育・保育施設の利用・・・〔窓口〕保育係

(対象者) 【教育施設】 4月1日現在で満3歳以上のお子さん

【保育施設】 0歳(出生後2ヶ月)～のお子さんで、家庭で保育に欠けるお子さん

(内 容) 【実施保育施設】

(公立) おもだか保育園・さくら保育園・ときわ保育園・玉野保育園

(私立) ひまわり保育園・よつばこども園・尾花沢幼稚園

※おもだか保育園の新規入所の募集は行っておりません。

【開所時間】 (公立) 7:30～19:00 (私立) 7:30～19:15

【料金】 保育料・副食費については、お子さんの年齢や、保護者の所得に関わらず、全てのお子さんについて完全無償化を実施しています。

※延長保育料。実費徴収金(おやつ代)や、各保育園で集金している教材費・行事費は、無償化の対象外となります。

延長保育料金・実費徴収金: 1,000円/月～4,500円/月

教材費・行事費: 利用する保育施設へご確認ください。

■一時預かり保育・・・〔窓口〕保育係

(対象者) 家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児(概ね2ヶ月から)〔市内・市外問わず〕

(内 容) 【実施保育施設】 (公立) おもだか保育園

(私立) ひまわり保育園・よつばこども園・尾花沢幼稚園

【開所時間】 (公立) 7:30～19:00 (私立) 7:30～19:15

【料金】 ①保育料 3歳未満児 2,200円/日 3歳以上児 1,100円/日

②延長保育料金 18:15迄 500円/日 18:15以降 100円/日

【保育日数】 概ね月12日以内

■特定保育・・・〔窓口〕保育係

(対象者) 保護者の勤務形態・職業訓練・就学等により、断続的に家庭での保育が困難になったお子さん(概ね2ヶ月から)〔市内・市外問わず〕

(内 容) 【実施保育施設】 さくら保育園・ときわ保育園・玉野保育園

【開所時間】 7:30～19:00

【料金】 ①保育料 3歳未満児 2,200円/日 3歳以上児 1,100円/日

②延長保育料金 18:15迄 500円/日 18:15以降 100円/日

【保育日数】 概ね月8日以上、かつ3ヶ月を超えない期間

■休日預かり保育・・・〔窓口〕保育係

(対象者) 日曜日及び祝日に、保護者の疾病、入院、災害、家族の看護又は介護、冠婚葬祭等の理由により、家庭での保育が一時的に困難になったお子さん(満1歳から満6歳)

(内 容) 【実施場所】 尾花沢市地域子育て支援センター(おもだか保育園内)

【開所時間】 9:00～16:00

【料金】 300円/時間(同時利用:第2子は100円/時間、第3子目以降無料)

【その他】 利用日の3日前まで事前予約が必要

利用時間にお昼が含まれる場合は、弁当持参

■病児・病後児保育・・・〔窓口〕 保育係

(対象者) 病気中もしくは病気の回復期で、集団保育が困難かつ保護者が就労等の理由で家庭での保育が困難になったお子さん (生後6ヶ月～小学3年生)

(内 容) 【実施場所】 尾花沢市病児・病後児保育施設「なないろ」

または、「山形県連携中枢都市圏」(※)内の病児病後児保育施設

【実施時間】 8:00～18:00のうち、希望する時間

【料金】 2,000円/日 (利用時間が5時間以内の場合は1,000円/日)

【その他】 事前登録が必要

利用時間にお昼が含まれる場合は、弁当持参

※「山形県連携中枢都市圏」とは下記の自治体が該当します。

○尾花沢市 ○山形市 ○上山市 ○天童市 ○寒河江市 ○村山市 ○東根市
○山辺町 ○中山町 ○河北町 ○西川町 ○朝日町 ○大江町 ○大石田町

他市町村の病児病後児保育施設は山形県のホームページを確認、または保育係まで問い合わせください。

■放課後児童クラブへの入所・・・〔窓口〕 こども家庭支援係

(対象者) 小学校児童で入所が必要な児童

(内 容) ◇尾花沢放課後児童クラブ (尾花沢小学校内)

◇宮沢放課後児童クラブ (宮沢小学校内)

◇福原放課後児童クラブ (福原小学校内)

◇常盤放課後児童クラブ (常盤小学校内)

◇玉野放課後児童クラブ (玉野地区公民館内)

【開所時間】 授業終了後～18:30 土曜日等8:00～18:30

【利用料】 7,000～9,000円/月 (利用区分に応じ金額が異なる)

Ⓜ 就労証明書等

■子育て応援パスポート・・・〔窓口〕 保育係

(対象者) 妊婦又は高校3年生までのお子さんのいる家庭

(内 容) 協賛している企業や店舗 (協賛店) でパスポートを

提示すると、さまざまなサービスを受けることができます。

■ひとり親学習支援事業・・・〔窓口〕 こども家庭支援係

(対象者) ひとり親家庭等の児童・生徒

(内 容) 学習ボランティアが講師となり、学校の勉強を指導します。

【実施日】 夏休みと冬休みの期間

【場所】 尾花沢市共同福祉施設、悠美館ハイビジョンホールなど

■地域子育て支援センター・・・〔窓口〕 保育係

就学前の小さなお子さんと、そのご家族の方を対象にした、子育て・育児に関する相談や情報交換の場

[プレイルーム]

自由遊びを基本とした、保育士による体操や手遊びやおもちゃづくり、絵本の読み聞かせなど実施しています。

[育児・保育相談]

しつけ、発達・発育、子育てで困っていることなどの相談ができます。

[特別相談・各種講座]

育児相談、保育講座・相談、栄養講座・相談、保健相談、身体測定相談

【開設日時】 月～金曜日 9：00～12：00、13：30～16：00

【場所】 おもだか保育園内

■風しん予防接種促進事業・・・〔窓口〕健康指導係

- (対象者) ①妊娠を希望しているS49.4.2～H7.4.1生まれの女性
②①のうち、抗体価が不十分であると確認できた女性の夫及び同居家族
③妊娠している女性（抗体価が不十分と確認できたもの）の夫及び同居家族
- (内 容) 抗体検査について6,750円を上限として助成
抗体検査の結果、予防接種が必要な場合
風しんワクチンは6,600円
MR（麻しん風しん混合）ワクチンは10,200円を上限として助成

■造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用の助成・・・〔窓口〕健康指導係

- (対象者) 造血幹細胞移植によって、移植前に接種した予防接種ワクチンの免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認めた方であって、再度の予防接種を受ける日において、尾花沢市に住所を有する20歳未満の方
- (内 容) 各予防接種ごと市で定める金額を上限とし、対象予防接種の費用として医療機関に支払った金額を助成

■医療用ウィッグ乳房補整具購入費助成事業・・・〔窓口〕健康指導係

- (対象者) がんと判断され、がんに伴う治療により、就労や社会参加等のために、ウィッグや乳房補整具が必要となる方
- (内 容) R5.4.1以降に購入した医療用ウィッグに対し、20,000円を上限に助成
R5.4.1以降に購入した乳房補整具に対し、10,000円を上限に助成
※過去に助成を受けていない方に限る。

■骨髄移植ドナー助成事業・・・〔窓口〕健康指導係

- (対象者) 骨髄または末梢血幹細胞の提供を行った方
- (内 容) 骨髄等の提供に係る通院、入院、その他骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める方に対し、140,000円を限度に助成

■重粒子線治療費助成事業・・・〔窓口〕健康指導係

- (対象者) 以下の条件を全て満たす方
- ①山形大学医学部東日本重粒子センターで治療を受けた方

②尾花沢市に1年以上住所を有し市民税を滞納していない方

③世帯の課税総所得が600万円以下の方

(内 容) 山形大学医学部東日本重粒子センターで受けた重粒子線治療のうち公的医療保険が適応とならない先進医療によるがん治療による照射費用から先進医療特約保険の給付を差し引いた上限628,000円を限度として助成

尾花沢市社会福祉協議会・尾花沢市地域包括支援センターのサービス

◇社会福祉協議会（略して、社協（しゃきょう）といいます）

社協は、全国の市町村に設置されており、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている公共性・公益性の高い民間非営利団体です。

尾花沢市社協は、昭和 32 年に設立、昭和 54 年に社会福祉法人となり、その後地域福祉事業、特にボランティア活動や住民参加による福祉のまちづくり事業、在宅福祉サービスを展開し現在に至ります。

◇地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんのための総合相談窓口です。専門職のスタッフ（社会福祉士、看護師、主任介護支援専門員等）が連携して、高齢者やそのご家族を対象に、介護・福祉・健康医療の相談や支援、介護予防プランの作成などのご相談に応じます。お気軽にご相談ください。なお、来所される場合は、スムーズに対応できるよう事前にご連絡ください。

■生活支援体制整備事業〔窓口〕社会福祉協議会

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域ニーズと地域資源の把握・開発やマッチング等を行う「生活支援コーディネーター」を配置し、各地域のニーズの把握等に努めています。

また、地域生活課題解決のための情報共有や連携強化の場として「協議体」を設置し、生活支援、介護予防の支え合いの地域づくりを進めています。

【例えばこんな時にご相談ください】

- 雪かきやごみ出しなどで困っている方のため、集落でボランティア組織を立ち上げ支援したいが、何から始めたらよいか相談したい。
- 近所の人と気軽にお茶飲みしたいが、集まれる場所がなくて困っている。

■認知症総合支援事業・・・〔窓口〕地域包括支援センター

認知症になっても住み慣れた「おばなざわ」で暮らしたい、そんな思いを実現するために、おれんじカフェの開催や認知症サポーター養成講座をはじめとして、それぞれの地域に合った支援体制づくりに取り組んでいます。

- おれんじカフェ 5月～翌年3月まで（月2回開催）
- 認知症地域支援推進員の配置
- 認知症初期集中支援チームの配置
- 認知症ケアパスの作成・周知 等

■尾花沢市ふれあい福祉相談所・・・〔窓口〕社会福祉協議会

(対象者) 住民全般

(内 容) 住民が抱える心配ごと、困り事に対する総合相談事業

○総合相談：水曜日（祝日を除く）10時～14時

○専門相談：毎月第3水曜日 10時～15時

※法律相談の受付：13時～13時30分

※法律相談のみ事前の電話予約制となりますので前日までお申し込みください。

※オンラインまたは電話相談になる場合があります。

○常勤相談：月～金曜日（祝日を除く）8時30分～17時

※必要に応じて、法律相談などは関係書類を持参してください。

■たすけあい資金貸付事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

(対象者) 生活困窮世帯

(内 容) 生活困窮世帯への緊急的な生活つなぎ資金の貸付

○貸付限度額：50,000円 ○貸付利子：無利子

○償還期間：15ヶ月以内 ○連帯保証人：原則1名

Ⓢ：印鑑（実印）、印鑑証明書（借受人、連帯保証人）

■尾花沢市福祉ネットワーク（福祉隣組）事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

(対象者) ひとり暮らしの高齢者などで支援が必要な方

(内 容) 集落内のたすけあい活動として実施。

具体的支援が必要な要援護者がいる場合は、福祉協力員（集落内ボランティア）を配置して支援活動を行います。

【福祉協力員のタイプと活動】

Aタイプ…普段の生活を通じた見守り（災害時の安否確認の協力を含む）

Bタイプ…家事援助、玄関先の雪払い、除雪等（見守りや災害時の安否確認の協力を含む）

Cタイプ…雪下ろし、軒下の除雪など（見守りや災害時の安否確認の協力を含む）

※集落内の民生委員にご相談ください。

■障がい福祉サービス・・・〔窓口〕社会福祉協議会

(対象者) 何らかの障がいを抱え、受給者証を持っている方

(内 容) 居宅介護サービス事業（ホームヘルパーの派遣）

■生活福祉資金貸付事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

(対象者) 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

(内 容) 対象世帯の安定を図るための資金の貸付け

●総合支援資金 ①生活支援費 ②住宅入居費 ③一時生活再建費

●福祉資金 ①福祉費 ②緊急小口資金

●教育支援資金 ①教育支援費 ②就学支度費

●不動産担保型生活資金

※各資金の貸付け条件貸付限度額が違いますので、窓口または民生委員にお問合せください。

■児童遊び場整備事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

(対象者) 集落単位

(内 容) 集落内の児童の遊び場、広場等の遊具(滑り台、ブランコなど)の設置と補修

【補助率】 設置等経費の2分の1(限度額70,000円)

持 区長の印鑑

■ふれあいいきいきサロン「なかよしお茶のみ会」推進事業〔窓口〕社会福祉協議会

(対象者) 高齢者、1集落(部落)単位での開催が原則ですが、市内の任意のグループやサークルによる申請も可能

(内 容) 高齢者の交流、親睦の場としてのふれあいいきいきサロン「なかよしお茶のみ会」を通して、たすけあいのできる地域づくり、福祉のまちづくりを目指します。

助成基準額 (年間)	年1回開催 1,200円×高齢者数(上限は30人分の36,000円) 年2回開催 1,600円×高齢者数(上限は30人分の48,000円) 年3回以上開催 2,000円×高齢者数(上限は30人分の60,000円)
助成対象経費	需用費(消耗品費食料費消毒液など感染予防対策に必要な経費)、 役務費(切手代など通信費)、使用料及び借上料、交通費、講師謝礼等

持 印鑑

■児童生徒ボランティア活動助長事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

(対象者) 市内の学校

(内 容) 福祉の心を育むボランティア活動などを行うときの活動費を助成
〔生徒数により助成金額が異なる〕

■尾花沢市除雪ボランティアセンター活動事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

(対象者) 高齢者等で除排雪が困難な世帯

(内 容) 関係機関、団体等が連携して要援護者世帯の家屋周辺の除雪等を行います。

■尾花沢市生活自立支援センター・・・〔窓口〕社会福祉協議会

(対象者) 生活の困りごとや不安を抱えている方、社会的に孤立している方

(内 容) 具体的な支援プランを作成し自立に向けた支援を行います。

■尾花沢市成年後見センター事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

(対象者) 認知症や知的障がいその他の精神的な障がい等により判断能力が不十分な方

(内 容) 成年後見員制度の周知、上記の方の財産管理や身上監護